

# 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための 刑事訴訟法等の一部を改正する法律

犯罪被害者等基本計画  
(平成17年12月閣議決定)

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施

犯罪被害者等に関する情報の保護

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向で検討及び施策の実施

公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施

民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

## 刑事訴訟法の一部改正

被害者等が、一定の要件の下で、公判期日に出席し、被告人に対する質問等を行うなど、被害者等が、刑事裁判に参加する制度を創設する。

性犯罪等の被害者の氏名等について、  
公開の法廷において、これを明らかにしないこととする。  
証拠開示の際に、相手方に対して、これが他に知られないようにすることを求めることができることとする。

## 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

刑事裁判所は、被害者等から損害賠償請求の申立てがあったときは、刑事事件について有罪の言渡しをした後、刑事記録を取り調べた上、原則として4回以内の審理により損害賠償請求についての決定をすることとする。

公判記録の閲覧及び謄写について、  
刑事事件の被害者等については、原則として、閲覧・謄写を認めることとする。  
同種余罪の被害者等についても、正当性及び相当性が認められる場合には、閲覧・謄写を認めることとする。

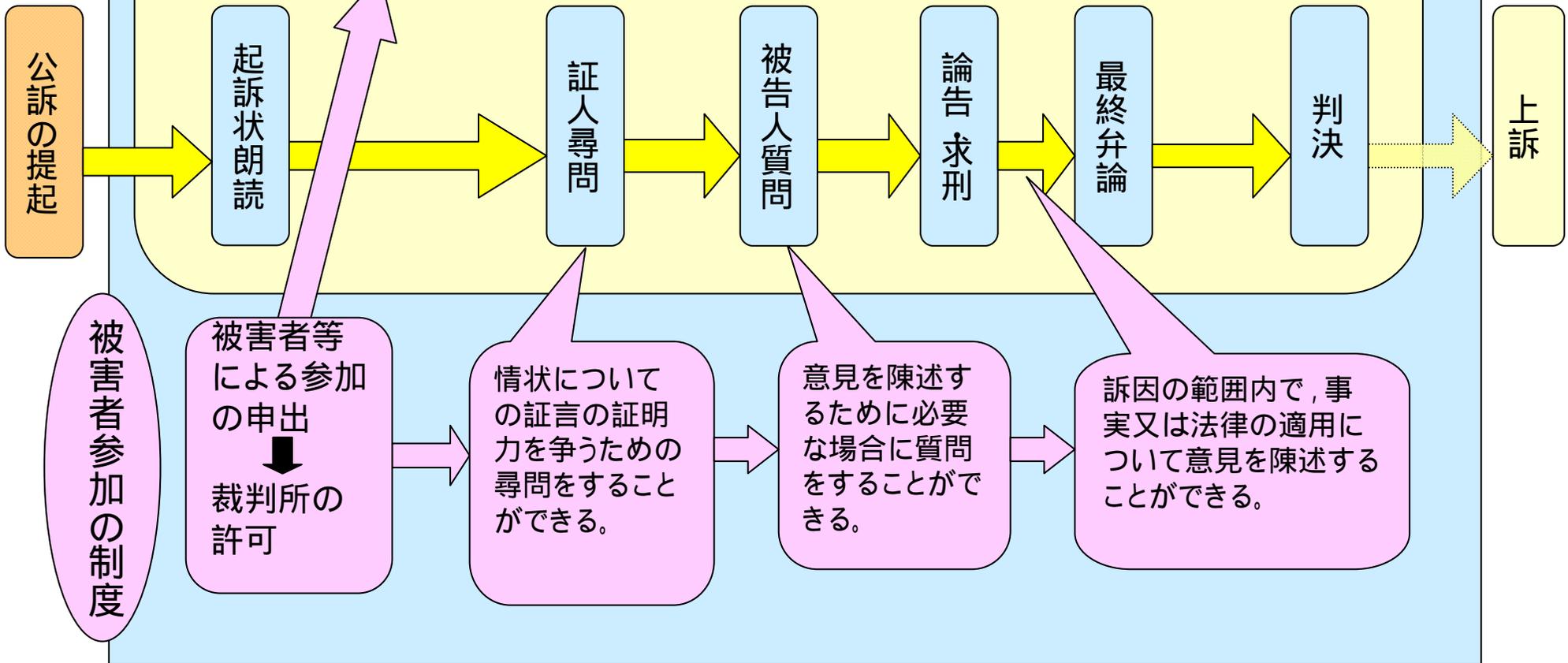
## 民事訴訟法の一部改正

民事訴訟手続において犯罪の被害者等の尋問をする際に、付添い、遮へい及びビデオリンクの措置をとることができることとする。

# 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要

## 刑事裁判の手續

公判期日に出席することができる。  
被告事件についての刑訴法上の検察官の権限の行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができる。



# 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要

